須坂市長 三木 正夫
須坂市長 三木 正夫　様

作成日：　2025/06/02
PAGE　：　1

分 析 結 果 一 覧 表

一般社団法人長野市薬剤師会

依頼番号		B2500058	B2500058	B2500058	B2500058	B2500058	B2500058	B2500058	B2500058	B2500058	B2500058
枝番		001	002	003	004	005	006	007	008	009	010
検体番号											
採取日/計画日		2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15	2025/05/15
依頼者名		須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫
事業所名		須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫	須坂市長 三木 正夫
施設名		110　高区配水池系	111　低区配水池系	112　第八配水池系	113　南原配水池系	114　虫送配水池系	115　野辺原配水池系	117　豊丘配水池系	118　米子配水池系	119　日滝原配水池系	120　仙仁配水池系
分析区分		厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等
試料名		水道浄水	水道浄水	水道浄水	水道浄水	水道浄水	水道浄水	水道浄水	水道浄水	水道浄水	水道浄水
採取場所											
分析区分	分析項目名　単位										
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	一般細菌　CFU/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	セレン及びその化合物 mg/l	−	−	−	−	0.002	−	−	−	−	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	鉛及びその化合物　mg/l	−	−	−	−	−	−	−	0.001　未満	−	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	シアン化物イオン及び塩化シアン　mg/l	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素　mg/l	1.7	2.1	−	0.3	−	0.4	2.2	−	−	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	フッ素及びその化合物 mg/l	−	−	−	−	0.22	−	−	−	0.24	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ホウ素及びその化合物 mg/l	−	−	−	−	0.24	−	−	−	0.21	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	塩素酸　mg/l	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満	0.06　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	クロロ酢酸　mg/l	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	クロロホルム　mg/l	0.001	0.001　未満	0.001　未満	0.004	0.001　未満	0.003	0.001	0.007	0.001　未満	0.001　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ジクロロ酢酸　mg/l	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.004	0.002　未満	0.004	0.002　未満	0.005	0.002　未満	0.002　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ジブロモクロロメタン mg/l	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001	0.001	0.001　未満	0.001
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	臭素酸　mg/l	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	総トリハロメタン　mg/l	0.001	0.001　未満	0.001　未満	0.006	0.001　未満	0.004	0.003	0.011	0.001　未満	0.001
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	トリクロロ酢酸　mg/l	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.003	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.004	0.002　未満	0.002　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ブロモジクロロメタン mg/l	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.002	0.001　未満	0.001	0.001	0.003	0.001　未満	0.001　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ブロモホルム　mg/l	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ホルムアルデヒド　mg/l	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満	0.008　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	鉄及びその化合物　mg/l	−	−	−	−	−	−	−	0.03　未満	−	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	塩化物イオン　mg/l	4.6	5.0	6.5	2.7	30.7	3.2	3.3	2.0	22.9	6.2
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	カルシウム、マグネシウム等（硬度）　mg/l	61	69	77	−	118	27	77	−	115	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	蒸発残留物　mg/l	139	159	162	83	288	80	150	−	263	−
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	有機物（全有機炭素(TOC)の量）　mg/l	0.2	0.2　未満	0.2　未満	0.3	0.2　未満	0.3	0.2	0.4	0.2　未満	0.2　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ｐＨ値	6.9	6.9	7.5	7.3	7.2	7.4	7.0	7.3	7.5	7.5
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	色度　度	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満	0.5　未満
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	濁度　度	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満	0.1　未満
厚労省告示第318号（残留塩素）	残留塩素　mg/l	0.42（採水者測定）	0.38（採水者測定）	0.44（採水者測定）	0.36（採水者測定）	0.38（採水者測定）	0.38（採水者測定）	0.4（採水者測定）	0.4（採水者測定）	0.36（採水者測定）	0.5（採水者測定）

須坂市長 三木 正夫
須坂市長 三木 正夫　様

作成日：　2025/06/02
PAGE　：　2

分 析 結 果 一 覧 表

一般社団法人長野市薬剤師会

依 頼 番 号		B2500058									
枝番		011									
検 体 番 号											
採 取 日/計 画 日		2025/05/15									
依 頼 者 名		須坂市長 三木 正夫									
事業所名		須坂市長 三木 正夫									
施 設 名		121　峰の原浄水場系									
分 析 区 分		厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等									
試 料 名		水道浄水									
採取場所											
分析区分	分析項目名　　単位										
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	一般細菌　　CFU/ml	0									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	大腸菌	陰性									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	セレン及びその化合物 mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	鉛及びその化合物　mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	シアン化物イオン及び塩化シアン　mg/l	0.001　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素　mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	フッ素及びその化合物 mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ホウ素及びその化合物 mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	塩素酸　　mg/l	0.06　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	クロロ酢酸　　mg/l	0.002　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	クロロホルム　　mg/l	0.004									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ジクロロ酢酸　　mg/l	0.003									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ジブロモクロロメタン mg/l	0.001　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	臭素酸　　mg/l	0.001　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	総トリハロメタン　mg/l	0.004									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	トリクロロ酢酸　　mg/l	0.003									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ブロモジクロロメタン mg/l	0.001　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ブロモホルム　　mg/l	0.001　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ホルムアルデヒド　mg/l	0.008　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	鉄及びその化合物　mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	塩化物イオン　　mg/l	1.4									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	カルシウム、マグネシウム等（硬度）　mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	蒸発残留物　　mg/l	－									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	有機物（全有機炭素(TOC)の量）　mg/l	0.2　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	ｐＨ値	7.5									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	味	異常なし									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	臭気	異常なし									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	色度　　度	0.5　未満									
厚労省告示第261号（水道法）（飲料水等	濁度　　度	0.1　未満									
厚労省告示第318号（残留塩素）	残留塩素　　mg/l	0.4（採水者測定）									